

中間検査の実施について（和歌山市を除く県内全域）

平成25年3月31日までの確認申請(計画通知)受付分は、次により中間検査を実施します。

● 対象建築物

次に掲げる建築物で「新築」するもの

- (1) 一戸建て住宅(兼用住宅含む。)、長屋又は共同住宅で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの
- (2) 建築基準法別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で延べ面積が1000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの

● 指定する工程及び特定工程後の工程

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事(枠組壁工法又は木質系プレハブ工法(平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。)による場合にあつては、壁を設置する工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事)の工程	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事
その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる	主たる構造の工程に準ずる

※適用除外・・・次の建築物は対象としない。

- 1、丸太組工法 2、法85条の適用を受ける建築物

● 中間検査の手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
$A \leq 30\text{m}^2$	¥11,000
$30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	¥13,000
$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	¥18,000
$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	¥28,000
$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	¥46,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	¥63,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	¥110,000
$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	¥140,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	¥190,000
$50,000\text{m}^2 < A$	¥390,000

(参照) 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

完了検査を行う部分の床面積の合計	金額
$A \leq 30\text{m}^2$	¥11,000
$30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	¥13,000
$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	¥18,000
$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	¥29,000
$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	¥49,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	¥66,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	¥120,000
$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	¥150,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	¥220,000
$50,000\text{m}^2 < A$	¥440,000

※中間検査対象外の建築物で完了検査のみ受ける場合と金額が異なりますので注意願います。

※詳細については、県庁建築住宅課(TEL073-441-3185)までお問い合わせください。